

認 定 書

国 住 参 建 第 3 4 9 7 号
令和 7 年 12 月 25 日

三協立山株式会社
代表取締役社長 平能 正三 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-3678-1
2. 認定をした構造方法等の名称
複層ガラス入アルミニウム合金製引違い窓（二枚引違い）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。
令和 7 年 10 月 1 日より大臣印の押印が廃止されております。